

改正理由

事務組織再編等に伴い所要の改正を行うものである。

形式的な改正につき，学長決裁で処理する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年6月23日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成17年規程第23号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由： 事務組織再編等に伴い所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9条 安全委員会の庶務は、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9条 安全委員会の庶務は、総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>